［略］	［略］	［略］	［略］
［削る］	［削る］	［削る］	［削る］
［略］	［略］	［略］	［略］
愛知県のうち 小牧市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　［略］ 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三～五　［略］	［略］
愛知県のうち 稲沢市	［略］	一・二　［略］ 三　軽油のタンクの容量が三十キロリットル以上 四・五　［略］	［略］
愛知県のうち 愛知郡のうち東郷町	［略］	一　［略］ 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
大阪府のうち 八尾市	［略］	一　［略］ 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三～五　［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
鳥取県のうち 鳥取市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

［略］	［略］	［略］	［略］
岐阜県のうち 加茂郡のうち白川町	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が四キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十六キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が五十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量四十五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
愛知県のうち 小牧市	同時に給油することができる自動車の数が五以上	一　［略］ 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三～五　［略］	［略］
愛知県のうち 稲沢市	［略］	一・二　［略］ 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四・五　［略］	［略］
愛知県のうち 愛知郡のうち東郷町	［略］	一　［略］ 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
大阪府のうち 八尾市	［略］	一　［略］ 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十キロリットル以上 三～五　［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
鳥取県のうち 鳥取市	同時に給油することができる自動車の数が十二以上	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］